

各地域まちづくり推進プログラム 「市への要望・地域からの提案」に対する本市の考え方 (R7)

資料3-2

No.	地域	要望・提案事項	要望・提案の具体的内容	照会先 (部局名)	本市の考え方(回答)
43	11東旭川	・市の関係部署・機関の調整協力(全域)	<p>高齢者や障害者で構成される世帯の見守りや災害時の対応は社会の重要な課題である。しかし、個人情報保護の観点から、市民委員会・町内会、地区社協、消防団などの団体は各自が別々に情報収集や対応を行う現状である。すべての団体が情報共有し協力すれば、より効率的で効果的な成果を得られると考えられる。個々の団体による調整は難しいため、市の関係部局等で調整し、全ての団体の協力体制の実現を目指すよう要望する。【継続要望の意向あり】</p>	市民生活部 福祉保険部 消防本部	<p>(市民生活部) 町内会や市民委員会などの住民組織相互の連携や情報共有のあり方等について、地域の皆様と協議を進めながら具体的な手法や考え方を整理していきたいと考えております。 また、令和5年6月から「あさひかわくらしのアプリ」の運用を開始したところです。今後さらに、アプリを活用しながら、地域内の情報共有を効率的に得られるような仕組みづくりを進めてまいります。</p> <p>(福祉保険部) 民生委員児童委員に対し、担当地域に関する高齢者名簿の情報提供を行うなど、行政情報の活用に係る取組を継続して行っております。 また、制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱える個別ケースの対応において、福祉専門職だけでなく地域の協力が求められる場合や、地域の課題等をテーマにして民生委員・地区社協・市民委員会等が協働して行う取組については、地域まるごと支援員が各種調整を含む所要の支援を行っております。</p> <p>(消防本部) これまでも、個人情報の保護に関する法律を遵守しながら、関係部署・機関と協力することで、それぞれの事業で得た情報(高齢者名簿等の行政情報)を共有し各事業に対応しておりますが、各事業の実施効果・効率がさらに高まるよう、引き続き関係部署・機関と必要な調整を行ってまいります。</p>
44	11東旭川	・地場製品の販売・提供(東旭川中央)	<p>動物園通り産業団地を購入した企業には、観光客へ積極的に地元食材を生かしたメニューの提供や地場製品の販売を行うように要望する。 【継続要望の意向あり】</p>	経済部	<p>(経済部) 動物園通り沿い(道道沿い)の区画につきましては、地域の方々の御要望を踏まえながら、物販等店舗も建てられる建築規制としております。地域振興にもつながりますので、本市に進出意向のある企業から御要望の趣旨にかなうような提案があれば動物園通り沿いの用地を紹介してまいります。また、動物園通り沿いに進出した企業には、要望の趣旨をお伝えしているところです。</p>

※ 御意見がある場合は「3月11日(水)」までに事務局へ御連絡ください。

No.	地域	要望・提案事項	要望・提案の具体的内容	照会先 (部局名)	本市の考え方(回答)
45	11東旭川	<p>・東旭川総合センターの建設(支所・福祉健康増進センター・図書館・児童センター・コミュニティスペース) (東旭川中央)</p>	<p>東旭川支所の早期改築を要望する。福祉増進、地域の発展・活性化のため、ヘルスケアセンター・図書館・児童館や交流スペースを有する総合センターとして建設することを要望する。 【継続要望の意向あり】</p>	<p>行財政改革推進部 市民生活部 福祉保険部 社会教育部</p>	<p>(行財政改革推進部) 人口減少や少子高齢化が進む中、これまでと同様の施設数や同規模の施設を保有し続けることは、財政的にも困難な状況になることが予想されています。 東旭川支所につきまして、現時点で具体的な整備等の計画はありませんが、将来的には、地域内の公共建築物の活用や地域内の他の建築物との複合化など、延床面積の増加が生じないことを基本に、必要な機能の確保について、検討が必要と考えております。</p> <p>(市民生活部) 現時点で具体的な整備等の計画はありませんが、将来的には、支所と隣接し、老朽化の課題がある南消防署東旭川出張所の検討と併せて、対応の検討が必要と考えております。</p> <p>(福祉保険部) 東旭川地区におきましては、高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康の維持増進及び世代間交流を促進するため、東部老人福祉センターを設置しておりますが、開設から40年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいることから、支所等の対応について検討する際には、関係部局と複合化について検討してまいります。</p> <p>(社会教育部) 。</p>
46	11東旭川	<p>・避難所の設備・物品の充実(全域)</p>	<p>避難所の備蓄品の改善充実を要望する。過去の災害時に判明した事実の一例は次の通り。 マットは薄すぎて体が痛くなり、眠ることができない。その他の物品を含めた充実を要望する。 【継続要望の意向あり】</p>	<p>防災安全部</p>	<p>(防災安全部) ・防災マットや毛布、非常食など、避難生活に必要な物資については、各指定避難所に備蓄しておりますが、物資を保管するスペースや財政的な制約から、全ての避難所に十分な物資を備蓄することが困難なのが現状です。 発災時には、応急物資の供給に関する民間事業者との協定、国の物資調達システム等の活用により、避難者の負担を可能な限り軽減できるよう避難物資の確保に努めてまいります。</p>

No.	地域	要望・提案事項	要望・提案の具体的内容	照会先 (部局名)	本市の考え方(回答)
47	11東旭川	・上下水道の地域環境整備(全域)	東旭川の多くの地域で上下水道が未整備のため、合併浄化槽設置を含めた上下水道の整備や支援を要望する。 農家が多く人口密度が低い郊外には、浄化槽の設置等を要望する。 旭山動物園には国内外から多くの観光客が来園している。園周辺には飲食店等も多数あり、現在でもバキュームカーによる汲み取りが行われており、悪臭対策のためにも下水道の整備を要望する。 【継続要望の意向あり】	環境部 上下水道部	(環境部) 東旭川地区を含む下水道が整備されていない地域の世帯に対しましては、合併処理浄化槽の設置に係る工事費用の一部を補助する事業を行っているところですが、未整備の世帯も多いことから当該事業を継続し、今後も合併処理浄化槽の普及に努めてまいります。 (上下水道部) 御要望いただいた下水道等の整備のうち、水道局が所管する公共下水道につきましては、都市計画区域内の市街化区域の整備を基本とし、国の事業認可や北海道との協議に基づき進めてきたものです。 また、上下水道事業は、料金等収入をもって経営する独立採算制が原則ですが、人口減少及び節水型社会の到来と合わせ、既存施設の維持管理や取替えが本格化する時期を迎えることで、経営状況は年々厳しさを増しており、公共下水道としての整備は極めて困難なことを御理解願います。
48	11東旭川	・消火栓の配置の見直し(東旭川中央)	東旭川南1条4丁目から旭山動物園までの動物園通り南側にも消火栓の設置を要望する。 現在、消火栓は北側にしかなく、南側の火事発生時に交通量が多い動物園通りの交通を止めることのないように要望する。【継続要望の意向あり】	消防本部	(消防本部) 当該地区で火災が発生し動物園通りを通行止めにする場合は、交通渋滞を回避するために警察と連携して車両をう回させる等の交通整理を行いますので、御理解いただきますようお願いいたします。
49	11東旭川	・消防署の老朽化対策(東旭川中央)	南消防署東旭川出張所の改築を要望する。地域の安心・安全のために早急の対策を要望する。 築50年を超え、老朽化が進んでいる同出張所には消防団第5分団詰所が併設されている。 【継続要望の意向あり】	行財政改革推進部 消防本部	(行財政改革推進部) 南消防署東旭川出張所につきまして、現時点で具体的な整備等の計画はありませんが、将来的には、出張所と隣接し、老朽化の課題がある東旭川支所の検討と併せて、対応の検討が必要と考えております。 (消防本部) 南消防署東旭川出張所につきましては、出張所と隣接し、老朽化の課題がある東旭川支所と併せて検討・対応が必要な課題と考えており、関係部署と協議を進めてまいります。

No.	地域	要望・提案事項	要望・提案の具体的内容	照会先 (部局名)	本市の考え方(回答)
50	11東旭川	・水槽付消防車の配備 (全域)	<p>郊外分団に水槽付消防車の配備を要望する。消防団車輛は、ポンプ積載車への変更が主流だが、団員の高齢化が進む東旭川地域では、ポンプ積載車では体力的負担が大きく、より多くの人手が必要となるため、初期消火に支障をきたす。また、冬期間は消防用水の確保が困難なため、水槽付消防車の配備が不可欠なので要望する。</p> <p>【継続要望の意向あり】</p> <p>費用負担ができないため配備できないのならば、東川町等との広域連携で水槽付消防車の応援派遣と連絡通路の拡幅や橋梁の整備を含めた中での実現を是非考慮いただくことを要望する。</p>	消防本部	<p>(消防本部)</p> <p>郊外地区に水槽付き消防ポンプ自動車(以下「タンク車」という。)を配備する場合、車両を常置する詰所等に暖房設備確保が必要となることや、車庫の拡幅等の観点から建替も考慮する必要があり、本市の厳しい財政状況からも現状ではタンク車の配備は大変困難な状況にあります。</p> <p>郊外地区(東旭川・江丹別・東鷹栖)で発生した火災への対応につきましては、常備消防隊として、2,000リットルの消防用水を積載したタンク車を3台と、6,000リットル以上の消防用水を積載した大型水槽付き消防ポンプ自動車が当初から出動する計画となっていることに加え、必要に応じタンク車を追加出動させることで早期に大量の消防用水の確保を図っています。併せて、本市の消防力のみでは対応できない規模の火災等の災害が発生した場合には、北海道広域消防相互応援協定に基づき隣接する市町に、応援要請が可能となっております。</p> <p>今後につきましても、体力的な負担軽減等を含む消防活動の効率化を目的として、消防車両や消防活動資機材等の改良を進めていくとともに、これからも消防活動のあり方等について検討を重ね、より効果的かつ効率的な消防体制の構築に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>